

第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請の手引き

この手引きは、**フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）**に係る**第一種フロン類充填回収業者の登録（登録の更新）申請**に係る手引きです。

第一種フロン類充填回収業者の登録（登録の更新）申請を行う場合、フロン排出抑制法及び当手引きに基づいて申請を行ってください。

1 第一種フロン類充填回収業者の登録申請

次の業務を行おうとする場合、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条第1項の規定により、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の「第一種フロン類充填回収業者」の登録を受けなければなりません。

ア 業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び業務用冷凍機器（以下「第一種特定製品」という。）の整備が行われる場合において、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填

イ 第一種特定製品の整備又は廃棄が行われる場合において、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収

2 登録（登録の更新）申請先

本社及び登録しようとする事業所の所在地により担当部局が異なりますので、確認の上、担当部局へ申請してください。

ア 本社が岡山県内にある場合

→本社の所在地を管轄区域とする担当部局

イ 本社が岡山県外にあり、登録しようとする事業所が岡山県内にある場合

→登録しようとする事業所の所在地を管轄区域とする担当部局（登録しようとする事業所が岡山県内に複数ある場合は、主たる事業所の所在地を管轄区域とする担当部局）

ウ 本社が岡山県外にあり、登録しようとする事業所も岡山県外のみの場合

→主な営業地域を管轄区域とする担当部局

なお、各担当部局の所在地、電話番号及び管轄区域は次のとおりです。

担当部局	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部 環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	(086) 233-9806	岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町
備中県民局 地域政策部 環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	(086) 434-7066	倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町

美作県民局 地域政策部 環境課	〒708-8506 津山市山下53	(0868) 23-1227	津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町
-----------------------	----------------------	-------------------	--

3 登録（登録の更新）申請方法等

令和5年9月30日で岡山県収入証紙が廃止になり、令和5年10月1日から手数料の支払方法が変更になります。手数料の支払方法の変更に伴い、申請方法も変更になっておりますので、下記の内容を十分に御確認の上、申請を行ってください。

(1) 窓口持参による申請

ア 申請方法

申請書の提出に当たっては、あらかじめ電話で予約の上、御来庁ください。

イ 申請受付時間

平日の午前8時30分から正午、午後1時から4時30分まで

※窓口持参の場合、手数料の納付は収納専用窓口で行っていただきますが、収納専用窓口の受付時間が午後5時までのため、上記の申請受付時間以外は受付できませんので、御注意ください。

ウ 提出部数

申請書一式（申請書及び添付書類）を1部提出していただきますが、**申請者においても副本（控え）を保管**しておくようお願いいたします。

エ 申請手数料

新規登録、更新登録ともに5,010円です。

窓口持参の場合、窓口で形式審査を行い、不備等がなければ、手数料の納付方法等について案内させていただきます。

(2) 電子申請サービスでの電子申請

ア 申請方法

岡山県のホームページの電子申請サービスから申請を行ってください。

詳細については、「岡山県電子申請サービスを利用した第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請の申請者マニュアル」をご覧ください。

イ 提出部数

電子申請の場合、電子申請で申請書を登録して申請していただき、別途、申請書一式（申請書の写し及び添付書類）を1部、郵送（書留）で提出していただきますが、**申請者においても副本（控え）を保管**しておくようお願いいたします。

ウ 申請手数料

新規登録、更新登録ともに5,010円です。

電子申請システム上でのオンライン収納にて、納付（クレジットカード又はインター

ネットバンキングのみ）してください。

(3) その他

登録の更新の場合、登録の有効期限の3箇月前から申請を受け付けます。

4 注意事項

次の点に特に御注意ください。

- ✓岡山県電子申請サービスを利用する場合、申請書の写し及び添付書類は別途郵送（書留）する必要があります。
- ✓フロン類回収設備に関する書類は、充填のみを行う申請の場合も添付が必要です。
- ✓「フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者」については、申請時まで資格を取得してください。
- ✓受付後の実質的な審査で申請内容に誤りや書類の不備等が認められる場合、書類の修正や追加提出を指示することがあります。

5 登録（登録の更新）申請書類のチェック

申請書類に不備のないよう、申請前に別添チェックリストを活用して十分確認してください。

第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請チェックリスト

申請書	
第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第1）	<input type="checkbox"/>
添付書類 1	
(1) 申請者が法人である場合	
法人（商業）登記事項証明書 原本 （履歴事項全部証明書。発行日から3箇月以内）	<input type="checkbox"/>
(2) 申請者が個人である場合	
住民票 ^{注1} 原本 （発行日から3箇月以内。個人番号（マイナンバー）記載無し。）	<input type="checkbox"/>
添付書類 2（フロン類回収設備に関する書類）	
※ 充填のみを行う申請の場合も添付が必要です。	
フロン類回収設備の所有権又は使用する権原を有することを証する書類（納品書、領収書、購入証明書、借用契約書等）の写し ^{注2}	<input type="checkbox"/>
フロン類回収設備ごとの種類及び能力を説明する書類（カタログ、仕様書、取扱説明書等）の写し	<input type="checkbox"/>
添付書類 3（法第29条第1項各号に該当しないことを説明する書類）	
誓約書	<input type="checkbox"/>
添付書類 4（十分な知見を有する者に関する書類（別添参照）。申請書裏面へ貼り付けても可）	
※ 「フロン類の性状及びフロン類の回収（充填）方法について、十分な知見を有する者」 については、 申請時まで に資格を取得してください。	
(1) 充填及び回収を行う申請の場合	
フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の資格者証の写し	<input type="checkbox"/>
フロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の資格者証の写し ^{注3}	<input type="checkbox"/>
(2) 充填のみを行う申請の場合	
フロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の資格者証の写し ^{注3}	<input type="checkbox"/>
(3) 回収のみを行う申請の場合	
フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の資格者証の写し	<input type="checkbox"/>

注1) 住民基本台帳ネットワークシステムで本人確認ができる場合は、省略できます。

ただし、確認には時間を要する場合がありますのでご注意ください。

注2) これらの書類を紛失した場合は、「所有権申立書」を添付して下さい。

注3) 国が認めた講習を受講した者である場合は、この受講を証する書類を含みます。

（別添）

フロン類の性状及びフロン類の回収（充填）方法について十分な知見を有する者

「フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者」並びに「フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者」は、次のとおりです。

資 格 等	回 収	充 填
第一種冷媒フロン類取扱技術者 【一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会】	○	○
第二種冷媒フロン類取扱技術者 【一般財団法人日本冷媒・環境保全機構】	○	○ ^{※1}
冷媒回収技術者 【一般財団法人日本冷媒・環境保全機構冷媒回収推進・技術センター】	○	×
第一種・第二種・第三種冷凍機械責任者免状交付者 【高圧ガス保安法】	○	△ ^{※2}
冷凍空気調和機器施工技能士 【職業能力開発促進法】	○	△ ^{※2}
冷凍空調施設工事業所の冷凍空調工事保安管理者 【高圧ガス保安協会】	○	△ ^{※2}
冷凍空調技士 【公益社団法人日本冷凍空調学会】	○	△ ^{※2}
技術士（機械部門） 【技術士法】	○	×
自動車電気装置整備士 （平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験による資格取得者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会受講者）	○	△ ^{※2※3}
甲種・乙種・丙種化学責任者免状交付者 甲種・乙種機械責任者免状交付者 （製造又は品質管理に関する実務経験5年以上） 【高圧ガス保安法】	×	△ ^{※2}
第一種特定製品の冷媒の充填に3年以上従事し、高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を遵守し違反したことがない者	×	△ ^{※2}

※1 圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が25kW以下のエアコンディショナー若しくは15kW以下の冷蔵機器及び冷凍機器に限る。

※2 充填に必要な知識等の習得を伴う講習（環境省及び経済産業省が認めたものに限る。）を受講した者に限る。

※3 対象機器は自動車に搭載された第一種特定製品に限る。